

平成22年 7月 9日
消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見募集

消防庁は、「消防法施行規則の一部を改正する省令（案）」等の内容について、平成22年7月10日から平成22年8月8日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

今回の消防法施行規則等の主な改正事項は以下のとおりです。

- (1) 有識者から成る「新技術を用いた消防用設備等の性能規定化に関する作業部会」において、ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤として「FK-5-1-12」（ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン）を新たに追加し、基準化を図ることが適当との結論を得たため、所要の改正を行う。
- (2) 複合型居住施設用自動火災報知設備の実用化及び商品化に向けた技術開発が進んだことを踏まえ、住宅用防災機器を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを追加する。
- (3) 電気エネルギーにより光を発する誘導標識が開発されたことを踏まえ、消防法上の避難設備である誘導標識として有しなければならない構造及び性能等について新たに定める。

2 意見募集対象及び意見募集要領

○意見募集対象

- (1) 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- (2) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
- (3) 誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件（案）（消防庁告示）

○詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成22年8月8日（日）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）総務省消防庁予防課

（担当：滝補佐、永瀧事務官）

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

消防法施行規則の一部を改正する省令等について

平成 22 年 7 月
消 防 庁 予 防 課

1 ハロン代替消火剤の追加に係る改正について（「消防法施行規則」の一部改正）

【改正概要】

ハロン代替消火剤として開発された「FK-5-1-12」（ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン）について、ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤として新たに追加する。

【改正理由】

「FK-5-1-12」は現在使用されているハロン代替消火剤より環境負荷が小さく、ISO等でも規格が定められている。また、国内においても、「FK-5-1-12」を消火剤として用いたハロゲン化物消火設備を特殊消防用設備等として総務大臣が認定した件数が増加している。

これらの状況を踏まえ、有識者から成る「新技術を用いた消防用設備等の性能規定化に関する作業部会」において、ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤として「FK-5-1-12」を新たに追加し、基準化を図ることが適当との結論を得たため、「消防法施行規則」（昭和 36 年自治省令第 6 号）の所要の改正を行うものである。

【施行日】

公布の日

2 住宅用防災機器の設置免除に係る改正について（「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正）

【改正概要】

住宅用防災機器を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを追加する。

【改正理由】

複合型居住施設用自動火災報知設備の実用化及び商品化に向けた技術開発が進んだことを踏まえ、住宅用防災機器を設置しないことができる場合として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを追加するため、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成 16 年総務省令第 138 号）の所要の改正を行うものである。

【施行日】

平成 22 年 12 月 1 日

3 電気エネルギーにより光を発する誘導標識の追加等に係る改正について (「誘導灯及び誘導標識の基準」の一部改正)

【改正概要】

電気エネルギーにより光を発する誘導標識が有しなければならない構造及び性能等の基準について新たに規定する。

【改正理由】

電気エネルギーにより光を発する誘導標識が開発されたことを踏まえ、消防法上の避難設備である誘導標識として有しなければならない構造及び性能等について新たに定めるため、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)の所要の改正を行う。

【施行日】

公布の日

意見募集要領

1 意見募集対象

- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
- ・ 誘導灯及び誘導標識の基準（案）（消防庁告示）

2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案等については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：t.nagafuchi@soumu.go.jp

総務省消防庁予防課あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（2）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

- 磁気ディスク：3.5インチ、2HD
- フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又は
ジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式と
する場合は、担当までお問合せください。)

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成22年8月8日(日)(必着)(郵便についても、募集期間内の必着とします。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名(法人等にあつてはその名称)やその他属性に関する情報を公表する場合があります(匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

○総務省令第 号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十七条第三号及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

総務大臣 原口 一博

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「という。」の下に「又はドデカフルオローニ―メチルペンタン―三―オン

（以下この条及び第三十二条において「FK―五―一―一―二」という。）」を加え、同項第二号口中「H

FC―二二七e a」という。）」の下に「又はFK―五―一―一―二」を加え、同項第三号口及び同条第三

項第一号口中「又はHFC―二二七e a」を「、HFC―二二七e a又はFK―五―一―一―二」に改め、

同号口の表HFC―二二七e aの項の次に次のように加える。

FK―五―一―一二

〇・八四以上一・四六以下

第二十条第四項第二号、第二号の二の表及び第二号の四口中「又はHFC―二二七e a」を「、HFC―二二七e a又はFK―五―一―一二」に改め、同項第三号中「二・五以下」の下に「、FK―五―一―一二にあつては〇・七以上一・六以下」を加え、同項第五号、第七号口、第十二号の二口、第十四号口及び第十六号の二中「又はHFC―二二七e a」を「、HFC―二二七e a又はFK―五―一―一二」に改め、同項第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 全域放出方式のハロゲン化物消火設備（FK―五―一―一二を放射するものに限る。）を設置した防護区画には、放射された消火剤が有効に拡散することができるように、過度の温度低下を防止するための措置を講じること。

第三十二条中「ハロン二四〇二」の下に「又はFK―五―一―一二」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

消防法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（ハロゲン化物消火設備に関する基準）</p> <p>第二十条 全域放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、前条第二項第一号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。</p> <p>一 ジブロモテトラフルオロエタン（以下この条及び第三十二条において「ハロン二四〇二」という。）又はドデカフルオロ二―メチルペンタン―三―オン（以下この条及び第三十二条において「FK―五―一―二」という。）を放出する噴射ヘッドは、当該消火剤を霧状に放射するものであること。</p> <p>二 噴射ヘッドの放射圧力は、次のイ又はロに定めるところによること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ トリフルオロメタン（以下この条において「HFC―二三―」という。）を放射するハロゲン化物消火設備にあつては○ ・九メガパスカル以上、ヘプタフルオロプロパン（以下この条において「HFC―二二七e a」という。）又はFK―五―一―二を放射するハロゲン化物消火設備にあつては○・</p>	<p>（ハロゲン化物消火設備に関する基準）</p> <p>第二十条 全域放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、前条第二項第一号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。</p> <p>一 ジブロモテトラフルオロエタン（以下この条及び第三十二条において「ハロン二四〇二」という。）を放出する噴射ヘッドは、当該消火剤を霧状に放射するものであること。</p> <p>二 噴射ヘッドの放射圧力は、次のイ又はロに定めるところによること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ トリフルオロメタン（以下この条において「HFC―二三―」という。）を放射するハロゲン化物消火設備にあつては○ ・九メガパスカル以上、ヘプタフルオロプロパン（以下この条において「HFC―二二七e a」という。）を放射するハロゲン化物消火設備にあつては○・</p>

三メガパスカル以上であること。

三 消火剤の放射時間は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ (略)

ロ HFC―二三、HFC―二二七 e a 又はFK―五―一―一

二を放射するものにあつては、第三項第一号ロに定める消火剤の量を十秒以内に放射できるものであること。

四 (略)

2 (略)

3 ハロゲン化物消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下この条において「貯蔵容器等」という。）に貯蔵する消火剤の量は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 全域放出方式のハロゲン化物消火設備にあつては、次のイ又はロに定めるところによること。

イ (略)

ロ HFC―二三、HFC―二二七 e a 又はFK―五―一―一

二を放射するものにあつては、次の表の上欄に掲げる消火剤の種類の区分に応じ、同表下欄に掲げる量の割合で計算した量とすること。

三メガパスカル以上であること。

三 消火剤の放射時間は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ (略)

ロ HFC―二三又はHFC―二二七 e a

二を放射するものにあつては、第三項第一号ロに定める消火剤の量を十秒以内に放射できるものであること。

四 (略)

2 (略)

3 ハロゲン化物消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下この条において「貯蔵容器等」という。）に貯蔵する消火剤の量は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 全域放出方式のハロゲン化物消火設備にあつては、次のイ又はロに定めるところによること。

イ (略)

ロ HFC―二三又はHFC―二二七 e a

二を放射するものにあつては、次の表の上欄に掲げる消火剤の種類の区分に応じ、同表下欄に掲げる量の割合で計算した量とすること。

消火剤の種類	防護区画の体積一立方メートル当たりの消火剤の量
HFC―二三	キログラム ○・五二以上○・八〇以下
HFC―二七 e a	○・五五以上○・七二以下
FK―五―一―二	○・八四以上一・四六以下

二〇四 (略)

4 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前条第五項第三号及び第十八号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤は、ハロン二四〇二、ハロン二二二、ハロン一三〇一、HFC―二三、HFC―二二七 e a 又は FK―五―一―二 とすること。

二の二 全域放出方式のハロゲン化物消火設備に使用する消火剤は、次の表の上欄に掲げる当該消火設備を設置する防火対象物又はその部分の区分に応じ、同表下欄に掲げる消火剤とする。

消火剤の種類	防護区画の体積一立方メートル当たりの消火剤の量
HFC―二三	キログラム ○・五五以上○・七二以下
HFC―二七 e a	

二〇四 (略)

4 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前条第五項第三号及び第十八号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤は、ハロン二四〇二、ハロン二二二、ハロン一三〇一、HFC―二三又は HFC―二二七 e a とすること。

二の二 全域放出方式のハロゲン化物消火設備に使用する消火剤は、次の表の上欄に掲げる当該消火設備を設置する防火対象物又はその部分の区分に応じ、同表下欄に掲げる消火剤とする。

防火対象物又はその部分 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分又はガスタービンを原動力とする発電機が設置されている部分	自動車の修理の用に供される部分、駐車場の用に供される部分、発電機（ガスタービンを原動力とするものを除く。）、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分又は通信機器室	常時人のいない部分以外の部分又は防護区画の面積が千平方メートル以上若しくは体積が三千立方メートル以上のもの	ハロン一三〇一	消火剤の種別
	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分 ハロン二四〇二、ハロン一三〇一	その他のもの		
指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分 ハロン二四〇二、ハロン一三〇一	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分 ハロン二四〇二、ハロン一三〇一	ハロン一三〇一、 HFC一三三、 HFC一三七 a又はFK一五 一一二	ハロン一三〇一、 HFC一三三、 HFC一三七 a又はFK一五 一一二	消火剤の種別

防火対象物又はその部分 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分又はガスタービンを原動力とする発電機が設置されている部分	自動車の修理の用に供される部分、駐車場の用に供される部分、発電機（ガスタービンを原動力とするものを除く。）、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分又は通信機器室	常時人のいない部分以外の部分又は防護区画の面積が千平方メートル以上若しくは体積が三千立方メートル以上のもの	ハロン一三〇一	消火剤の種別
	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分 ハロン二四〇二、ハロン一三〇一	その他のもの		
指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分 ハロン二四〇二、ハロン一三〇一	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分 ハロン二四〇二、ハロン一三〇一	ハロン一三〇一、 HFC一三三又は HFC一三七 a	ハロン一三〇一、 HFC一三三、 HFC一三七 a又はFK一五 一一二	消火剤の種別

二の三 (略)

二の四 全域放出方式のハロゲン化物消火設備を設置した防火対象物又はその部分の開口部は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ (略)

ロ HFC—二三、HFC—二二七 e a 又は FK—五—一—

二を放射するものにあつては、前条第五項第四号ロの規定の例によること。

三 貯蔵容器等の充てん比は、ハロン二四〇二のうち加圧式の貯蔵容器等に貯蔵するものにあつては〇・五一以上〇・六七以下、蓄圧式の貯蔵容器等に貯蔵するものにあつては〇・六七以上二・七五以下、ハロン一二—一にあつては〇・七以上一・四以下、ハロン一三〇—一及びHFC—二二七 e a にあつては〇・九以上一・六以下、HFC—二三にあつては一・二以上一・五以下、FK—五—一—一二にあつては〇・七以上一・六以下であること。

四 (略)

五 蓄圧式の貯蔵容器等は、温度二十度において、ハロン一二—一を貯蔵するものにあつては一・一メガパスカル又は二・五メガパスカル、ハロン一三〇—一、HFC—二二七 e a 又はFK—五—一—一二を貯蔵するものにあつては二・五メガパスカル又は四・二メガパスカルとなるように窒素ガスで加圧したもので

二の三 (略)

二の四 全域放出方式のハロゲン化物消火設備を設置した防火対象物又はその部分の開口部は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ (略)

ロ HFC—二三又はHFC—二二七 e a

二を放射するものにあつては、前条第五項第四号ロの規定の例によること。

三 貯蔵容器等の充てん比は、ハロン二四〇二のうち加圧式の貯蔵容器等に貯蔵するものにあつては〇・五一以上〇・六七以下、蓄圧式の貯蔵容器等に貯蔵するものにあつては〇・六七以上二・七五以下、ハロン一二—一にあつては〇・七以上一・四以下、ハロン一三〇—一及びHFC—二二七 e a にあつては〇・九以上一・六以下、HFC—二三にあつては一・二以上一・五以下、FK—五—一—一二にあつては〇・七以上一・六以下であること。

四 (略)

五 蓄圧式の貯蔵容器等は、温度二十度において、ハロン一二—一を貯蔵するものにあつては一・一メガパスカル又は二・五メガパスカル、ハロン一三〇—一又はHFC—二二七 e a を貯蔵するものにあつては二・五メガパスカル又は四・二メガパスカルとなるように窒素ガスで加圧したもので

あること。

六〇六の二 (略)

七 配管は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ (略)

ロ 鋼管を用いる配管は、ハロン二四〇二に係るものにあつては日本工業規格G三四五二に、ハロン二二一、ハロン一三〇一又はHFC—二二七e a又はFK—五—一—二に係るものにあつては日本工業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のものに、HFC—二三七〇のうち呼び厚さでスケジュール八十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものをを用いること。

ハ〜ホ (略)

八〇十二 (略)

十二の二 起動装置は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ (略)

ロ HFC—二三、HFC—二二七e a又はFK—五—一—二を放射するものにあつては、前条第五項第十四号ロ及び第十六号の規定の例により設けること。

十三 (略)

あること。

六〇六の二 (略)

七 配管は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ (略)

ロ 鋼管を用いる配管は、ハロン二四〇二に係るものにあつては日本工業規格G三四五二に、ハロン二二一、ハロン一三〇一又はHFC—二二七e aに係るものにあつては日本工業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のものに、HFC—二三七〇のうち呼び厚さでスケジュール八十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものをを用いること。

ハ〜ホ (略)

八〇十二 (略)

十二の二 起動装置は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ (略)

ロ HFC—二三又はHFC—二二七e aを放射するものにあつては、前条第五項第十四号ロ及び第十六号の規定の例により設けること。

十三 (略)

十四 全域放出方式のものには、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。

イ (略)

ロ HFC―二三、HFC―二二七e a又はFK―五―一―

二を放射するものにあつては、イ(ハ)の規定の例によること。

十四の二〇十六 (略)

十六の二 全域放出方式のハロゲン化物消火設備 (HFC―二三

、HFC―二二七e a又はFK―五―一―一二を放射するもの

に限る。)を設置した防護区画には、当該防護区画内の圧力上

昇を防止するための措置を講じること。

十六の三 全域放出方式のハロゲン化物消火設備 (FK―五―一

―一二を放射するものに限る。)を設置した防護区画には、放

射された消火剤が有効に拡散することができるように、過度の

温度低下を防止するための措置を講じること。

十七・十八 (略)

5 (略)

(標準放射量)

第三十二条 令第十四条第一号の総務省令で定める水噴霧、泡、不活性ガス消火剤、ハロゲン化物消火剤又は粉末消火剤の放射量又は放出量は、次の表の上欄に掲げる消火設備のヘッド(泡消火設備にあつては、泡放出口。以下この条において同じ。)の区分に応じ同表の下欄に掲げる量とする。この場合において、不活性ガ

十四 全域放出方式のものには、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。

イ (略)

ロ HFC―二三又はHFC―二二七e a

を放射するものにあつては、イ(ハ)の規定の例によること。

十四の二〇十六 (略)

十六の二 全域放出方式のハロゲン化物消火設備 (HFC―二三

又はHFC―二二七e a を放射するもの

に限る。)を設置した防護区画には、当該防護区画内の圧力上

昇を防止するための措置を講じること。

十七・十八 (略)

5 (略)

(標準放射量)

第三十二条 令第十四条第一号の総務省令で定める水噴霧、泡、不活性ガス消火剤、ハロゲン化物消火剤又は粉末消火剤の放射量又は放出量は、次の表の上欄に掲げる消火設備のヘッド(泡消火設備にあつては、泡放出口。以下この条において同じ。)の区分に応じ同表の下欄に掲げる量とする。この場合において、不活性ガ

ス消火設備又はハロゲン化物消火設備（ハロン二四〇二又はFK
―五―の消火剤を用いるものを除く。）の噴射ヘッドに
ついての放射量又は放出量は、温度二十度におけるものをいうも
のとする。

（表略）

ス消火設備又はハロゲン化物消火設備（ハロン二四〇二
―五―の消火剤を用いるものを除く。）の噴射ヘッドに
ついての放射量又は放出量は、温度二十度におけるものをいうも
のとする。

（表略）

○総務省令第 号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の七の規定に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

総務大臣 原口 一博

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

三 複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）第三条第二項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この省令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

○ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照表
 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第三百三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置の免除）</p> <p>第六条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定めるときは、次の各号に掲げるいずれかのときとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）第三条第二項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>（住宅用防災警報器に関する基準）</p> <p>第七条 （略）</p>	<p>（設置の免除）</p> <p>第六条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定めるときは、次の各号に掲げるいずれかのときとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（住宅用防災警報器に関する基準）</p> <p>第七条 （略）</p>

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十八条の三第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年 月 日

消防庁長官 河野 栄

第二第一号中「JIS」の下に「（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）」を加える。

第五第一号中「（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）」を削り、同第三号中(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

- (二) 電気エネルギーにより光を発する誘導標識の構造は、第一号(一)から(五)までに定めるところによるほか、次に定めるところによること。

イ 規則第二十四条第三号の規定の例により電源を設けること。

ロ 電気工作物に係る法令の規定により配線を設けること。

第六中「誘導灯」の下に「及び電気エネルギーにより光を発する誘導標識」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示案新旧対照表
 誘導灯及び誘導標識の基準 (平成十一年消防庁告示第二号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第一 (略)</p> <p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 中輝度蓄光式誘導標識 J I S (工業標準化法 (昭和二十四年法律第八十五号) 第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。)</p> <p>Z 八七一一六の常用光源蛍光ランプ D 六五 (第五第三号・において「蛍光ランプ」という。) により照度二百ルクスの外光を二十分間照射し、その後二十分経過した後における表示面 (次号において「照射後表示面」という。) が二十四ミリカンデラ毎平方メートル以上百ミリカンデラ毎平方メートル未満の平均輝度を有する蓄光式誘導標識 (規則第二十八条の二第一項第三号ハに規定する蓄光式誘導標識をいう。以下同じ。)</p> <p>をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 中輝度蓄光式誘導標識 J I S</p> <p>Z 八七一一六の常用光源蛍光ランプ D 六五 (第五第三号・において「蛍光ランプ」という。) により照度二百ルクスの外光を二十分間照射し、その後二十分経過した後における表示面 (次号において「照射後表示面」という。) が二十四ミリカンデラ毎平方メートル以上百ミリカンデラ毎平方メートル未満の平均輝度を有する蓄光式誘導標識 (規則第二十八条の二第一項第三号ハに規定する蓄光式誘導標識をいう。以下同じ。)</p> <p>をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p>

第五 構造及び性能

規則第二十八条の三第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、次に定めるところによる。

一 誘導灯の構造は、JIS

C八一〇五一一及びJISC八一〇五一一に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(一) (十) (略)

二 (略)

三 誘導標識（中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識を含む。以下この号において同じ。）の構造及び性能は、次に定めるところによること。

(一) (略)

(二) 電気エネルギーにより光を発する誘導標識の構造は、第一

号(一)から(五)までに定めるところによるほか、次に定めるところによること。

イ 規則第二十四条第三号の規定の例により電源を設けること。

ロ 電気工作物に係る法令の規定により配線を設けること。

第五 構造及び性能

規則第二十八条の三第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、次に定めるところによる。

一 誘導灯の構造は、JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律

第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）C八一〇五一一及びJISC八一〇五一一に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(一) (十) (略)

二 (略)

三 誘導標識（中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識を含む。以下この号において同じ。）の構造及び性能は、次に定めるところによること。

(一) (略)

(三) |
(略)

(四) |
(略)

(五) |
(略)

第六 表示

誘導灯及び電気エネルギーにより光を發する誘導標識には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

一〇五(略)

(二) |
(略)

(三) |
(略)

(四) |
(略)

第六 表示

誘導灯

には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

一〇五(略)